

広島市西部水資源再生センターにおける太陽光発電設備導入事業（PPA）に係る 公募型プロポーザル手続き開始の公示

令和6年11月15日

次のとおり企画提案書を募集する。

なお、本案件は、WTOの政府調達に関する協定の適用を受ける事業である。

広島市長 松井 一實

1 事業概要

(1) 事業名

広島市西部水資源再生センターにおける太陽光発電設備導入事業（PPA）

(2) 事業内容

別添「広島市西部水資源再生センターにおける太陽光発電設備導入事業（PPA）仕様書」の
とおり

(3) 事業期間等

ア 契約開始日から撤去完了日（本市へ譲渡する場合は契約満了日）までを事業期間とする。

イ 運転期間は、運転開始日から20年間とする。

なお、環境省の補助事業が採択された場合は、規定に従った設備の導入時期及び運転開始日と
すること。

ウ 設備の導入時期については原則、令和7年度～令和8年度とする。

(4) 履行場所

広島市西部水資源再生センター西系水処理施設棟屋上等（広島市西区扇一丁目1番1号ほか）

2 プロポーザル参加資格

本公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (1) 令和5・6年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が電気工事で認定されている者、又は広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の登録種目「16-01 電力供給」に登録されている者であること。

なお、参加意向申出書提出時に当該資格を有していない者は、担当課が参加資格の確認を行い、当該資格と同等の資格を有していると認められる場合は、令和5・6年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が電気工事で認定されている者、又は広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の登録種目「16-01 電力供給」に登録されている者とみなす。ただし、この参加資格確認申請は、本事業に対してのみ有効とする。

- (2) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを妨げるものではない。
- (3) 本事業と類似の事業履行実績として、平成21年4月1日以降において実績を有すること。

なお、類似の事業とは、パワーコンディショナの容量1,000kW以上の太陽光発電設備に係る設置

工事及び電力供給を行う事業（すでに電力供給していること）をいい、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることにより、設置工事又は電力供給を行う場合も含む。

(4) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者のいずれかの資格

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

(5) 応募者（共同事業者の場合、構成員の全て）は、次の要件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則（昭和 39 年広島市規則第 28 号）第 2 条の規定に該当しない者であること。

イ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

ウ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

エ 公示日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

オ 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくはそれらの統制の下にある者

(イ) 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 手続等

(1) 担当課

〒730-0054

広島市中区南千田東町 6 番 13 号

広島市下水道局 管理部 管理課 庶務係

電 話 082-241-8259（直通）

F A X 082-248-8273

E - m a i l g-kanri@city.hiroshima.lg.jp

(2) 公募型プロポーザルに関する資料の入手方法

本市ホームページ（トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→ ページ右の「プロポーザル・コンペの案件情報」→ ページ右の「令和 6 年度 方式・案件名」→ 「【公募型プロポーザル（WTO）】広島市西部水資源再生センターにおける太陽光発電設備導入事業（PPA）」からのダウンロードを原則とする。

ただし、ダウンロードできない等の事情により、これにより難しい場合は担当課にて配布する。この場合の配付時間は、広島市の休日を守る条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

(3) 参加意向申出書等及び企画提案書の受付期間等

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により、以下の受付期間内に担当課に提出すること。

ただし、持参する場合は受付期間の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（市の休日を除く。）とし、郵送の場合は各受付期間の最終日必着とする。

ア 参加意向申出書等の受付期間

令和 6 年 11 月 15 日（金）から令和 6 年 11 月 29 日（金）

イ 企画提案書の受付期間（参加資格を満たす者に限る。）

参加資格確認結果通知日の翌日から令和 7 年 1 月 29 日（水）

(4) 公募型プロポーザルに関する質問の受付及び回答

質問内容（本事業の企画提案に必要な事項に限る。）を質問書（様式 8）に記入の上、以下の受付期間内に電子メール（原則 Microsoft Word データ形式）にて、担当課に提出し、提出した旨を電話連絡すること。

なお、電子メールでの提出が難しい場合は、持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）で提出すること。

ア 質問の受付期間

令和 6 年 11 月 15 日（金）から令和 6 年 12 月 25 日（水）

ただし、持参する場合は受付期間の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

イ 質問に対する回答

令和 7 年 1 月 15 日（水）（予定）に本市ホームページ上（3(2)に記載のページ）に掲載する。

(5) 参加資格確認申請の受付期間等

2(1)の令和 5・6 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が電気工事で認定されていない者、又は広島市競争入札参加資格の「令和 5・6・7 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の登録種目「16-01 電力供給」に登録されていない者については、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により、以下の受付期間内に担当課に申請書類を提出すること。

なお、参加資格の確認に時間を要することを踏まえ、可能な限り速やかに担当課に提出すること。

ア 受付期間

令和 6 年 11 月 15 日（金）から令和 6 年 11 月 29 日（金）

ただし、持参する場合は受付期間の 8 時 30 分から 17 時 15 分（市の休日を除く。）までとし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

イ 申請書類の様式等の配付方法

原則、電子データにより配付する。

※申請希望者は、担当課への電話又は電子メールにより申請書類の様式等の配付申込を行うこと。

ウ 主な申請書類

(ア) 令和 5・6 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が電気工事で認定されていない者

履歴事項全部証明書の写し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し、建設業許可が確認できる書類、営業所一覧表、営業所等調書兼実態調査同意書など

(イ) 広島市競争入札参加資格の「令和 5・6・7 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の登録種目「16-01 電力供給」に登録されていない者

履歴事項全部証明書の写し、小売電気事業の登録が確認できる書類の写し、財務諸表の写し（過去 2 年間分）、誓約書など

4 その他

- ・ 手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ その他詳細は、本公募型プロポーザル公募要領のとおりとする。

5 Summary

(1) Nature of service to be procured:

Project for installment of photovoltaic power generation system (for power purchase agreement) at Hiroshima City Seibu Water Resources Reclamation Center

(2) Project period, etc.:

- a. From conclusion of contract through the date the system is uninstalled (or, through the date the contract expires if the system is transferred to the City)
- b. Operation period shall be for twenty years from the start date of operation. If a subsidy from the Ministry of the Environment is to be applied to the project, the time frame for the system installment and the start date of operation must be set in accordance with the rules set forth by the ministry.
- c. As a rule, the system must be installed between FY2025 and FY2026.

(3) Fulfillment locations:

On the rooftop of the west water treatment facility, etc., at Hiroshima City Seibu Water Resources Reclamation Center

(4) Tender submission deadline:

Friday, November 29, 2024

(5) Proposal submission period:

From the day after notice on confirmation results about tender qualification through Wednesday, January 29, 2025

(6) Contact point:

Management Division

Management Department

Sewerage Bureau

The City of Hiroshima

6-13 Minami-senda-higashi-machi, Naka-ku, Hiroshima City

730-0054 Japan

Tel: 082-241-8259